

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目7番17号  
**ラオックス株式会社**  
代表取締役社長 羅 怡 文

## 第43期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年3月28日（木）午後6時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成31年3月29日（金）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園1-5-10 芝パークホテル別館2F「ローズ」  
\* 末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。  
\* 本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきますこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第43期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |

< 株主提案（第3号議案） >

第3号議案 自社株買いの件

株主提案（第3号議案）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（28頁）に記載のとおりであります。

以 上

お 願 い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ ・ 次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.laox.co.jp>)に掲載しております。  
①事業報告の「企業集団の現況に関する事項（財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況）」、「会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」  
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」  
③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

・ 本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.laox.co.jp>)において、掲載することによりお知らせいたします。

# 事業報告

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 経営環境の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策による貿易摩擦や中国経済の成長鈍化など一部不透明な状況が見られるものの、企業収益や雇用情勢の改善、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどにより、全体としては緩やかな回復基調となりました。

このような経済環境のなか、当社グループは、第3次中期経営計画に基づき、モノ消費の拡充のみならず、増加するインバウンド・コト消費にきめ細かく対応すべく、事業拡大を図る取り組みを強化するとともに、構造改革に注力してまいりました。

まず事業拡大としては、4月にシャディグループの株式を取得し子会社化いたしました。これにより、日本の生活雑貨品を活用し、新たな顧客層の開拓や更なる商品提案力の強化が可能となりました。また、9月には中国越境ECサイトでトップシェアを誇る「Kaola.com」との戦略的パートナーシップ契約を締結したことにより、既存の大手ECサイト（天猫国際、Suning.com）や貿易事業を含め様々な複合チャネルを活用した販売体制を構築することができ、リテール事業の成長に貢献しました。更に、体験消費のプラットフォームを拡充すべく、日本で一番予約の取りづらい店と言われる「くろぎ」の海外初出店となった「くろぎ上海」のオープンや東京都港区青山の会員制クラブ「New City Club of Tokyo」のオープンなどエンターテインメント事業への投資を拡大させました。

一方、構造改革に関しては、生活ファッション事業における靴グループにおいて合理化とブランド力強化を図ることを目的にチャネルごとに組織体制を再編成するとともに、子会社化したシャディグループの物流網の効率化を図るなど収益構造の改革に取り組みました。

しかしながら、当第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日～平成30年9月30日）に断続的に発生した記録的な豪雨、酷暑、台風上陸、地震といった自然災害は、店舗休業や商品破損、団体ツアーのキャンセル、国内消費マインドの低下をもたらし、当社グループにとって年間最大の繁忙期である夏の商戦に大きな影響をもたらしました。更に、当第4四半期連結会計期間（平成30年10月1日～平成30年12月31日）においては、国内消費マインド低下の継続や暖冬の影響から、生活ファッション事業において歳暮商戦や秋冬商品の需要減退および採算悪化が発生

しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,179億95百万円（前年同期は642億91百万円、83.5%増）と大幅な増収となりましたが、営業損失は8億51百万円（前年同期は1億37百万円の営業利益）、経常損失は12億50百万円（前年同期は47百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は10億20百万円（前年同期は1億77百万円の当期純利益）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りです。

なお、当連結会計年度より報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更いたしました。そのため、セグメントごとの前年同期比較および分析は、変更後の区分に基づいております。

#### （i）リテール事業

平成30年（暦年）の訪日外国人観光客数に関しましては、航空路線の新規就航や増便、チャーター便の就航、日本政府による積極的な訪日プロモーション効果等により、推計で3,119万人（前年比8.7%増）と最高記録を更新しました。また、消費総額は4兆5,064億円（実質ベースで前年比8.7%増）と7年連続対前年増を更新しております。消費額の費目別構成比においては、買い物（モノ消費）の支出比率は34.7%と依然として大きな構成比を占めるものの前年比で2.4pt減少しているのに対し、飲食や娯楽、宿泊料金といったサービス関連（コト消費）の支出比率は54.8%と前年比で3.2pt増加しております。（出典：日本政府観光局（JNTO）および観光庁統計データ）

このような環境のなか、当社免税店舗におけるレジ通過数および平均購買単価は上半期までは前年を上回り、売上高は好調に推移しましたが、夏以降に連続して発生した自然災害の影響で、北海道・関西・九州といった訪日客に人気のあるエリアを訪れる客数が激減したことを受け、通年においてもレジ通過数および平均購買単価が前年を下回る結果となりました。

一方、中国市場向けの貿易・越境ECに関しては、T-mall Global（天猫国際）旗艦店舗の品揃えとサービス拡充、Suning.com（蘇寧易購）旗艦店舗のリニューアルオープンに加え、新たにパートナーシップ契約を締結したKaola.com（網易考拉）旗艦店舗の新規オープン、貿易事業（BtoB）の拡大などが貢献し、売上高が前年を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は545億58百万円（前年同期は514億3百万円、6.1%増）、営業利益は14億41百万円（前年同期は9億89百万円、45.7%増）となりました。

## (ii) 生活ファッション事業

当事業セグメントにおきましては、靴事業において前年に子会社化したオギツグループの売上高が通年にわたり貢献したほか、合理化とブランド力強化を図ることを目的に販売チャネルごとに組織体制を再編成し、収益基盤の強化を図りました。また、5月より連結子会社となったカタログ通販事業のシャディグループの増収効果により、売上高は前年を大きく上回りました。シャディグループの子会社化以降、当社グループでのシナジーを活かした新規商品の開発、販路の拡大と法人営業部門の強化、物流網の効率化等を推進してまいりました。

しかしながら、夏以降に連続して発生した自然災害や暖冬の影響により、夏のお中元商戦や冬のお歳暮商戦および靴の秋冬商品の需要減退ならびに販売促進策の早期実施による採算の悪化が発生しました。また、いずれも店舗網が西日本に偏重していたことから物流拠点の一部損壊に伴う配送の遅延や通年にわたる物流費の高騰も発生し、当初想定していたほどの増益には至りませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は616億41百万円（前年同期は111億34百万円、453.6%増）、営業利益は5億71百万円（前年同期は3億17百万円、80.2%増）となりました。

## (iii) エンターテインメント事業

当事業セグメントにおきましては、国内外のお客様に対し、様々な視点でジャパンプレミアムをお楽しみいただく体験型消費事業の推進を図っております。当社グループが運営するシアターでのナンバーバルパフォーマンス『ギア - GEAR - 』East Version（イーストバージョン）においては、リピーター率がすでに3割を超え、口コミやSNSを通じて来場客数の増加がみられました。

また、「日本の食文化を海外へ」という趣旨のもと、当社グループ初となる海外における本格的な飲食事業として、3月に「くろぎ上海」をオープンいたしました。同店は、日本で一番予約の取りづらい店といわれる「くろぎ」の海外初店舗であり、中国の富裕層に着実に受け入れられ、好評を博しております。更に、10月には東京都港区青山に会員制クラブ「New City Club of Tokyo」をオープンいたしました。日本有数のコレクションを誇るワインセラーをはじめ、名画に囲まれたの本格的フレンチ、ライブ感満載の大型鉄板焼きカウンター、希少な檜一枚板の落ち着いた寿司カウンター、有名銘柄豊富なシガーバー等、グローバルに活躍されるビジネスパーソンの社交場というコンセプトでサービスを提供しております。これらの新規出店効果により、売上高は大幅に前年を上回りましたが、新規出店に伴う運営経費負担の増加などにより投資が先行している状況が継続しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7億14百万円（前年同期は82百万円、769.7%増）、営業損失は8億3百万円（前年同期は2億32百万円の損失）となり

ました。

#### (iv) SCディベロップメント事業

当事業セグメントにおきましては、既存店舗の効率化や所有不動産の遊休スペースのリーシングのほか、千葉ポートスクエアにおけるポートタウン・ポートサークルの運営や複合商業施設リバーウォーク北九州等の改修、運営も行っております。

今後も継続的に、当社グループ全般の施設バリューアップも重視しつつ、いち早い体制の確立と効率的な運営、そして利益の獲得を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10億80百万円（前年同期は16億70百万円、35.3%減）、営業損失は7億87百万円（前年同期は5億66百万円の利益）となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、ジャパンプレミアム（メイドインジャパンの優れた商品サービス）を、多様なチャネルを通じて世界中の方々へお届けすることで、グローバルライフスタイルを実現していくことを最重要課題としております。

こうした中、当社グループは、リテール事業の免税店事業では、引き続き店舗の効率性と収益性の向上に取り組むとともに、中国市場向けの貿易・越境EC事業の更なる拡大に取り組みます。生活ファッション事業では、買収子会社における構造改革の推進や中国市場向け販路の拡大などグループ間シナジーの創出に取り組みます。エンターテイメント事業につきましては、多様なコンテンツの開発、マーケティング力の強化および店舗運営の効率化などにより、売上の拡大と採算の改善に取り組みます。SCディベロップメント事業につきましては、新店舗の誘致・開発や不動産事業の推進により、売上の拡大と採算の改善に取り組みます。

更に今後の事業活動の拡大を支え、かつグループの経営目標実現に不可欠な人材の獲得および育成を引き続き強化するとともに、事業の拡大スピードに応じた内部統制の整備、経営管理体制の強化、業務オペレーションの効率化を行い、経営基盤の強化へも継続して取り組んでいきます。

株主に皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）の総額は14億6百万円であります。

その主な内訳は、SCディベロップメント事業における店舗投資やリテール事業における新規出店や既存店への店舗投資などによるものです。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 重要な親会社の状況

##### (i) 親会社との関係

当社の親会社であるGRANDA MAGIC LIMITEDは、当社の株式27,783,826株（持株比率43.10%（自己株式を除く））を保有しております。

また、GRANDA MAGIC LIMITEDは、香港蘇寧電器有限公司の100%子会社であり、蘇寧易購集团股份有限公司（旧社名：蘇寧雲商集团股份有限公司）の100%孫会社にあたることから、蘇寧易購集团股份有限公司は当社の株式を間接的に保有しております。

##### (ii) 親会社等との間の取引に関する事項

親会社との資金貸付の取引については、当該取引の必要性および市場金利等の取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき決定しております。当社取締役会としては、親会社からの独立性を踏まえて議論した結果、同社との取引が合理的な取引条件に準拠しかつ一時的なものであることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。なお、社外取締役の意見と異なる事実はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
神田無線電機株式会社	東京都港区	90	100.0	物品販売事業、不動産賃貸業 リサイクル商品販売業
株式会社モード・エ・ジャコモ	東京都台東区	30	100.0	婦人靴販売・製造事業
株式会社オギツ	東京都台東区	90	95.0 (75.0)	婦人靴販売・製造事業
フードクリエイションワークス株式会社	東京都港区	480	100.0	飲食業
L Capital TOKYO 株式会社	東京都港区	1,003	90.0	投資事業
シャディ株式会社	東京都港区	3,445	90.0 (90.0)	ギフト商品販売卸売
ラオックスSCD株式会社	東京都港区	98	100.0	商業不動産運営事業
楽弘益(上海)企業管理有限公司	中華人民 共和国	1,200	100.0	中国事業の統括・管理業務
楽購思(上海)商貿有限公司	中華人民 共和国	790	100.0	物品販売事業、貿易事業
楽購仕(南京)商品採購有限公司	中華人民 共和国	400	100.0	物品販売事業、仕入事業
楽購仕(南京)商貿有限公司	中華人民 共和国	387	100.0	物品販売事業
楽購仕(上海)商貿有限公司	中華人民 共和国	652	100.0	物品販売事業
楽購仕(北京)商貿有限公司	中華人民 共和国	391	100.0	物品販売事業
楽購仕(天津)商貿有限公司	中華人民 共和国	233	100.0	物品販売事業
楽購仕(廈門)商貿有限公司	中華人民 共和国	289	100.0	物品販売事業
台湾楽購仕商貿股份有限公司	台湾	981	100.0	物品卸売事業

(注)1. 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合を内数で記載しています。

- 平成30年4月に、L Capital TOKYO株式会社および同社を通じてシャディ株式会社ほか2社の株式を取得し、同社グループを連結子会社といたしました。
- 当連結会計年度に新規設立したラオックスSCD株式会社および楽弘益(上海)企業管理有限公司を重要な子会社として追加しております。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 97,000,000株  
 (2) 発行済株式数 64,469,903株（自己株式の数1,918,200株を除く。）  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 株主総数 21,814名（自己株式分1名を除く。）  
 (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
GRANDA MAGIC LIMITED	277,838 百株	43.10 %
日 本 観 光 免 税 株 式 会 社	54,897	8.52
GRANDA GALAXY LIMITED	48,908	7.59
岡 秀 朋	7,280	1.13
中 文 産 業 株 式 会 社	5,429	0.84
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社（投 信 口）	3,864	0.60
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 5 1	3,518	0.55
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	3,322	0.52
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,152	0.49
大 和 証 券 株 式 会 社	3,128	0.49

- (注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧易購集团股份有限公司（旧社名：蘇寧雲商集团股份有限公司）が出資している会社であります。  
 2. GRANDA GALAXY LIMITEDについては株主名簿上の名称と異なりますが、特に実質株主として把握していることにより記載しております。  
 3. 持株比率は自己株式1,918,200株を控除して計算しています。  
 4. 持株数は、百株未満を切捨てて表記しております。

### 3. 会社の新株予約権等の状況（平成30年12月31日現在）

平成27年6月8日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回新株予約権）

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき1,900円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき373円

(3) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、平成27年12月期乃至平成29年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益が、当社が中期経営計画に掲げる業績目標に準じて設定された以下に掲げる条件を達成した場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

(i) 平成27年12月期の営業利益が4,550百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

(ii) 平成28年12月期の営業利益が7,000百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

(iii) 平成29年12月期の営業利益が12,000百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

ただし、平成27年12月期の第3四半期及び第4四半期の営業利益が1,000百万円を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 当社社員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5,056個	普通株式 505,600株	4名
社外取締役	- 個	普通株式 - 株	- 名
監査役	45個	普通株式 4,500株	4名

(注) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、平成28年7月1日を効力発生日とした株式併合により、1個当たり1千株から1百株に調整しております。

平成29年4月28日開催の取締役会決議による新株予約権（第5回新株予約権）

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき158円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき687円

(3) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、平成30年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の売上高が90,000百万円を上回り、かつ営業利益が20億円を上回った場合、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間に限り、割り当てられた本新株予約権のうち、50%の権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権者は、平成31年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の売上高が100,000百万円を上回り、かつ営業利益が22億円を上回った場合、平成32年4月1日から平成33年3月31日までの期間に限り、割り当てられた本新株予約権のうち、50%の権利行使ができるものとする。
- ③上記①及び②の決定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ④新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間

平成31年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

(5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,475個	普通株式 747,500株	5名
社外取締役	80個	普通株式 8,000株	2名
監査役	170個	普通株式 17,000株	4名

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

#### ① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	羅 怡 文	社長執行役員
取 締 役	矢 野 輝 治	執行役員 国内リテール事業本部 本部長 兼 コンテンツ・サービス事業本部 本部長
取 締 役	王 哲	蘇寧易購集团股份有限公司 蘇寧小売集団 副総裁
取 締 役	周 斌	蘇寧投資集団 消費小売事業部 総裁
取 締 役	韓 楓	蘇寧易購集团股份有限公司 董事会秘書オフィス証券事務代表
取 締 役	須 原 伸太郎	株式会社エスネットワークス 代表取締役社長
取 締 役	徐 蓓 蓓	江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	芝 正 二	
監 査 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社 代表取締役
監 査 役	上 村 明	上村・大平・水野法律事務所 代表 K P トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社 代表取締役
監 査 役	華 志 松	蘇寧易購集团股份有限公司 監査役

- (注) 1. 取締役 須原伸太郎、徐蓓蓓の両氏は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 西澤民夫、上村明の両氏は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役 芝正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役 須原伸太郎、徐蓓蓓の両氏と、監査役 西澤民夫、上村明の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

## ② 執行役員

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※社長執行役員	羅 怡 文	代表取締役社長
※執行役員	矢 野 輝 治	取締役 国内リテール事業本部 本部長 兼 コンテンツ・サービス事業本部 本部長
執行役員	洪 東	社長室室長 兼 管理本部 本部長
執行役員	傅 禄 永	海外事業担当 貿易本部 本部長
執行役員	岡 野 智 彦	株式会社モード・エ・ジャコモ代表取締役社長 兼 株式会社オギツ代表取締役社長

- (注) 1. 当社は、社会・経済情勢の変化に機動的に対応し、より迅速な意思決定と業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。  
 2. ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりであります。

区 分	支 給 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 ( 2名)	50百万円 ( 3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 ( 2名)	10百万円 ( 3百万円)
計 (うち社外役員)	11名 ( 4名)	61百万円 ( 7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。

# 連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部		
資 科	目	金 額	金 額	
		百万円	百万円	
<b>流 動 資 産</b>		<b>53,651</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>31,660</b>
現金及び預金		10,462	支払手形及び買掛金	14,271
受取手形及び売掛金		19,740	電子記録債権	3,525
商品及び製品		17,172	短期借入金	5,308
仕掛品		53	1年内返済予定の長期借入金	271
原材料及び貯蔵品		531	リース債権	823
前払費用		1,763	未払金	2,595
前払費用		1,188	未払法人税等	714
未収入金		2,161	前受金	384
繰延税金資産		206	賞与引当金	2,912
1年内回収予定の差入保証金		22	ポイント引当金	148
その他の引当金		558	製品補償損失引当金	89
貸倒引当金		△211	厚生年金基金脱退損失引当金	14
			繰延税金負債	66
<b>固 定 資 産</b>		<b>30,925</b>	繰延税金負債	56
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>15,973</b>	繰延税金負債	477
建物及び構築物		7,387	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,926</b>
機械装置及び運搬具		654	長期借入金	530
工具、器具及び備品		1,201	繰延税金負債	2,626
土地		5,910	繰延税金負債	716
リース資産		817	役員退職慰労引当金	33
建設仮勘定		1	事業構造改善費用引当金	150
			退職給付に係る負債	2,171
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>4,083</b>	資産除去債	543
のれん		13	長期未払金	1,302
商標		430	長期預り保証金	847
ソフトウェア		609	その他	2
ソフトウェア仮勘定		43		
リース資産		2,979	<b>負 債 合 計</b>	<b>40,587</b>
その他の引当金		6	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>		<b>10,868</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>42,523</b>
投資有価証券		815	資本剰余金	22,633
関係会社株		243	資本剰余金	18,920
関係会社出資		2,301	利益剰余金	3,389
長期貸付		2,461	自己株式	△2,419
関係社長期貸付		70	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>483</b>
繰延税金資産		179	その他有価証券評価差額金	△73
敷金及び保証金		4,844	為替換算調整勘定	517
その他の引当金		1,164	退職給付に係る調整累計額	39
貸倒引当金		△1,211	<b>新株予約権</b>	<b>13</b>
			非支配株主持分	1,023
<b>繰 延 資 産</b>		<b>53</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>44,043</b>
開業費		53	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>84,630</b>
<b>資 産 合 計</b>		<b>84,630</b>		

## 連結損益計算書

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売上		117,995
売上費用		80,259
営業利益		37,735
上及び総損外		38,586
原一般損失		△851
利管		
理(△)		
取	277	
利息	39	
当	22	
去	108	
却	169	618
利		
益		
息	109	
金	2	
益	8	
益	2	
益	16	
他	9	
用	642	
息	225	1,017
引		
却		
却		
料		
損		
額		
他		
(△)		△1,250
益		
益	71	
益	4,372	
他	43	4,486
失		
失	3,881	
損	112	
損	120	
損	34	
他	13	4,162
税金等調整前当期純損失(△)		△926
法人税、住民税及び事業税		179
法人税等調整額		△134
当期純損失(△)		△970
非支配株主に帰属する当期純利益		49
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,020

# 貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>27,425</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,854</b>
現金及び預金	7,190	買掛金	2,444
売掛金	3,898	短期借入金	3,388
商品及び製品	9,227	リース債	34
原材料及び貯蔵品	12	未払金	1,006
前払費用	920	未払費用	324
前払費用	421	未払法人税等	191
未収入金	2,108	前受金	94
関係会社短期貸付金	2,886	賞与引当金	97
その他の金	1,034	ポイント引当金	89
貸倒引当金	△274	製品補償損失引当金	14
		厚生年金基金脱退損失引当金	66
<b>固 定 資 産</b>	<b>20,458</b>	預り金	85
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,089</b>	その他の	16
建物	2,581	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,635</b>
構築物	40	リース債	14
車両運搬具	7	繰延税金負債	4
器具備品	1,057	退職給付引当金	410
土地	384	役員退職慰労引当金	23
リース資産	18	事業構造改善費用引当金	390
建設仮勘定	0	資産除去債務	442
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>250</b>	その他の	349
借地権	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,490</b>
商標	25	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	198	<b>株 主 資 本</b>	<b>38,374</b>
ソフトウェア仮勘定	19	資本金	22,633
リース資産	5	資本剰余金	18,920
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>16,118</b>	資本準備金	18,906
投資有価証券	533	その他資本剰余金	13
関係会社株	6,372	利益剰余金	△760
出資	76	その他利益剰余金	△760
関係会社出資金	2,574	繰越利益剰余金	△760
長期貸付金	1,277	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,419</b>
関係会社長期貸付金	1,780	評価・換算差額等	6
長期前払費用	159	その他有価証券評価差額金	6
敷金及び保証金	4,374	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>13</b>
その他の金	192	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>38,393</b>
貸倒引当金	△1,223	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>47,884</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>47,884</b>		



# 損 益 計 算 書

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

科 目	金 額	百万円
売 上 高		54,033
売 上 原 価		34,871
売 上 総 利 益		19,162
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,782
営 業 損 失 (△)		△619
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	300	
受 取 配 当 金	31	
そ の 他	19	351
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
売 上 割 引	2	
株 式 交 付 費 償 却	8	
支 払 保 証 料	7	
ア レ ン ジ メ ン ト フ ィ	27	
為 替 差 損	32	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	885	
そ の 他	44	1,040
経 常 損 失 (△)		△1,308
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	71	
貸 借 契 約 違 約 金 収 入	33	104
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,859	
固 定 資 産 除 却 損	28	
店 舗 整 理 損	120	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	661	
違 約 金	11	
リ ー ス 契 約 解 約 損	1	4,683
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△5,887
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		45
法 人 税 等 調 整 額		△74
当 期 純 損 失 (△)		△5,858

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成31年3月7日

ラオックス株式会社  
取締役会 御中

### R S M 清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	藤 本	亮	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	平 澤	優	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成31年 3月 7日

ラオックス株式会社  
取締役会 御中

### R S M 清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	藤 本	亮	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	平 澤	優	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 R S M 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年3月8日

ラオックス株式会社 監査役会

監査役（常勤）	芝	正	二	Ⓔ
監査役（社外）	西	澤	民	夫
監査役（社外）	上	村	明	Ⓔ
監査役	華	志	松	Ⓔ

以上

## 株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 定款の一部変更の件

(1) 定款変更の目的

IT技術の進化に伴い世界的に急速に普及しつつある電子決済システムへの対応と当社事業内容の多角化への対応の観点から、現行定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

### 現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 <現行どおり>
1.～34. <条文省略>	1.～34. <現行どおり>
<新 設>	<u>35. 電子決済システムの提供、資金移動業、収納・集金・支払代行業</u>
<新 設>	<u>36. 電子マネー、仮想通貨その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売、管理</u>
<u>35.</u> 前各号に付帯する一切の事業	<u>37.</u> 前各号に付帯する一切の事業



第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ら い ぶん 羅 怡 文 (昭和38年4月29日生)	平成4年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 平成7年 中文産業株式会社創立、代表取締役就任 平成18年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役就任 平成21年8月 当社代表取締役就任（現任） 平成29年4月 株式会社アスコット 社外取締役就任（現任）	5,761株 (5,761株)
2	や の て る じ 矢 野 輝 治 (昭和33年2月7日生)	昭和55年4月 株式会社ダイエー入社 平成10年6月 株式会社ダイエーホールディングスコア ポレーション財務経理企画部長就任 平成11年9月 株式会社レコフ入社 平成12年12月 インテグレーション・マネジメント株式 会社取締役副社長就任 平成24年4月 当社入社管理本部本部長就任 平成25年4月 当社執行役員就任（現任） 平成26年3月 当社取締役就任（現任） 平成27年9月 株式会社オンワードジェイ・ブリッジ 代 表取締役副社長就任（現任） 平成29年7月 台湾樂購仕商貿股份有限公司代表取締役 就任（現任） 平成29年12月 ラオックスSCD株式会社 取締役就任（現 任） 平成30年2月 北九州紫川開発株式会社（リバーウォ ーク北九州） 社外取締役就任（現任） 平成30年4月 L Capital TOKYO株式会社 代表取締役就 任（現任） 平成30年4月 シャディ株式会社 取締役就任（現任） 平成31年1月 当社ライフデザイン事業本部本部長就任 （現任）	6,187株 (6,187株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	おう 王 てつ 哲 (昭和42年6月11日生)	<p>平成15年9月 蘇寧雲商集团股份有限公司（現蘇寧易購集团股份有限公司）入社 営業管理センター常務副総監 市場計画管理センター副総監 営業本部購買及び電子ビジネス総監を歴任</p> <p>平成21年6月 同社営業本部執行副総裁就任</p> <p>平成21年8月 当社取締役就任（現任）</p> <p>平成26年2月 蘇寧雲商集团股份有限公司（現蘇寧易購集团股份有限公司）商品経営本部執行副総裁就任</p> <p>平成28年1月 蘇寧雲商集团股份有限公司（現蘇寧易購集团股份有限公司）営業本部副総裁就任</p> <p>平成30年2月 蘇寧易購集团股份有限公司 蘇寧小売集團副総裁（現任）</p>	一株
4	しゅう 周 ぶん 斌 (昭和56年9月2日生)	<p>平成18年5月 PricewaterhouseCoopers Consulting上海支社入社</p> <p>平成20年3月 中信証券入社</p> <p>平成27年4月 中信証券戦略顧客部副総裁就任</p> <p>平成27年10月 蘇寧投資集團投資管理部投資銀行部執行役員就任</p> <p>平成29年3月 当社取締役就任（現任）</p> <p>平成30年2月 蘇寧投資集團消費小売事業部総裁（現任）</p>	一株
5	はん 韓 ふえん 楓 (昭和57年1月5日生)	<p>平成17年1月 蘇寧雲商集团股份有限公司（現蘇寧易購集团股份有限公司） 董事会秘書室秘書</p> <p>平成17年8月 同社董事会秘書オフィス証券事務代表就任（現任）</p> <p>平成22年11月 当社取締役就任（現任）</p>	一株
6	す はら しん たろう 須原 伸太郎 (昭和45年9月29日生)	<p>平成5年10月 監査法人トーマツ入社（現：有限責任監査法人トーマツ）</p> <p>平成8年4月 公認会計士登録</p> <p>平成8年5月 須原公認会計士事務所開設</p> <p>平成9年4月 株式会社マッキャンエリクソン入社</p> <p>平成11年10月 株式会社エスネットワークス創業 代表取締役副社長就任</p> <p>平成18年2月 税理士法人エスネットワークス代表社員</p> <p>平成20年4月 株式会社エスネットワークス 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成22年12月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS社外監査役 (現任)</p> <p>平成28年3月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>平成28年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外監査役</p> <p>平成29年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外取締役（現任）</p>	5,189株 (5,189株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	じょ ばい ばい 徐 蓓 蓓 (昭和56年11月29日生)	平成18年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所入所 平成26年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー (現任) 平成28年3月 当社社外取締役就任 (現任)	一株

- (注) 1. 所有する当社株式の数の欄の ( ) 内の株式数については、持株会として所有する株式を内数にて示しております。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 須原伸太郎氏及び徐蓓蓓氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 須原伸太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・経営者としての豊富な経験及び識見をもとに、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 徐蓓蓓氏を社外取締役候補者とした理由は、中国弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の中国貿易及び中国EC事業の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 非業務執行取締役との責任限定契約の概要  
 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、王哲、周斌、韓楓、須原伸太郎、徐蓓蓓の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。  
 その概要は、非業務執行取締役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

<株主提案（第3号議案）>

第3号議案は、株主提案によるものであります。提案内容につきましては、提案株主さま（総株主の議決権数に対する割合0.239%）からご提出された株主提案書の内容を原文のまま記載したものであります。当社取締役会は、当該議案に反対しており、株主提案に対する当社取締役会の意見の詳細は議案の末尾に記載しております。

第3号議案 自社株買いの件

（1）提案する議案の内容

自社株買いをする。400万株20億円で行う

（2）提案の理由

ラオックスの市場価格は額面を割れている状態が常態化している

これは、市場環境や従業員、株主の責任ではなくラオックスの経営者経営陣の責任である。特に社長は大株主の庇護のもと市場で買う一般株主を大切にしていない。ラオックスは1000株単位50円額面だったのを10株を1株に併合しているので100株単位だと500円が額面である。

いまの市場価格は額面を割れている状態である。こんな状態を放置しておくのは株主をばかにしているのか経営者がバカなのかどちらかだと思う。

ラオックスは速やかに額面回復を目指し自社株買いをするべきである。

<第3号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

当社は、平成28年2月18日及び平成28年7月1日付で開示しているとおり、東京証券取引所における市場買付を過去実施しており、自社株式価値については常に意識をもって経営しております。

また、当社は、日本国内の店舗で買い物を目的としたインバウンド客を待ち受けるビジネスモデルから、買い物だけでない体験型の商品の提供を目的とした事業の多角化および日本の商品を中国で販売するビジネスモデル構築への大きな転換期を迎えております。転換期ゆえの投資の先行が続き収益基盤が未だ脆弱な部分もあり、その強化に向けて、鋭意取り組みをしている状況です。よって、中長期的な視点に立ち、成長にむけての事業の多角化のための先行投資に現時点では資本を集中すべきと判断しており、以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以 上



〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

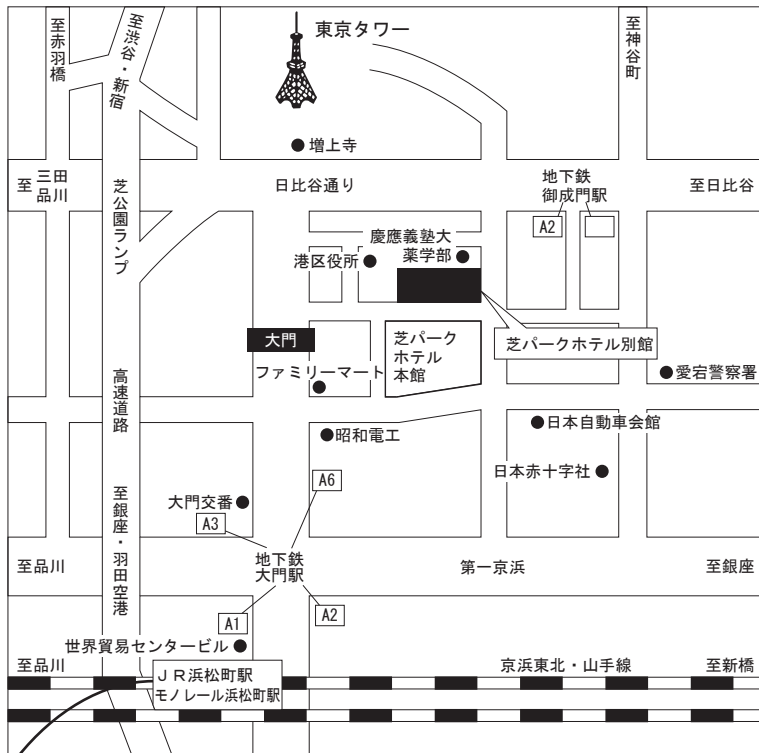
---

---



# 株主総会会場ご案内

東京都港区芝公園 1-5-10  
芝パークホテル別館 2F 「ローズ」



都営三田線「御成門駅」 A2 出口 徒歩 1分  
(お車でのご来場はご遠慮ください)

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきましたこととなりました。何卒ご理解くださいようお願い申し上げます。